

○広島大学学生宿舎入居者選考基準

平成 20 年 4 月 1 日
理事(教育担当)決裁

- 1 広島大学学生宿舎規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 16 号)(以下「規則」という。)第 6 条に定める入居者の選考は、この基準の定めるところによる。
- 2 規則第 3 条による入居対象者は、原則として新入生(進学を含む。)で通学及び経済事情が困難と認められた次のものとする。
 - (1)学部学生
 - (2)大学院学生
 - (3)外国人留学生(出入国管理及び難民認定法別表一に定める「留学」の資格を有する者(取得予定の者を含む。))
- 3 通学及び経済事情が困難であると認められた入居希望者が、募集人員を超えた場合は、「免除等決定基準の運用について」を準用し、困窮度によって入居者を決定する。
なお、外国人留学生の選考は、別に定める。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別に事情があると広島大学学生生活会議(以下「学生生活会議」という。)が認めた場合には、入居(再入居を含む。)を認めことがある。
- 5 大学院学生の入居者総数は、原則として 60 名を超えないものとする。
- 6 入居者の募集は、4 月入居及び 10 月入居の年 2 回実施する。
- 7 在学生の入居募集については、当分の間、4 月入居の募集を行うことがある。
- 8 空室ができたときは、入居募集を行うことができる。
- 9 この基準の実施に関し、必要な事項は学生生活会議が定める。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 2 日 一部改正)

この基準は、平成 28 年 3 月 2 日から施行する。